

# 審査した議案

3月定例議会が開催され、平成25年度一般会計予算、平成24年度一般会計補正予算、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例等の議案が審議されました。本会議並びに連合審査会、各常任委員会にて審査された議案の主な内容と採択の結果を報告します。

## 報告

■1号 専決処分事項の報告 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起

■2号 専決処分事項の報告 学校給食費滞納整理における訴えの提起

## 議案

■1号 平成25年度香美市一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億8,150万円とする。

■2号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,148万3千円とする。

■3号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,813万2千円とする。

■4号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,942万9千円とする。

■5号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,186千円とする。

■6号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億7,422万円とする。

■7号 平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億9,410万6千円とする。

■8号 平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,011万6千円とする。

■9号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,081万4千円とする。

■10号 平成25年度香美市水道事業会計予算

収益的収入及び支出の予定額は、事業収入及び事業支出それぞれ2億1,566万6千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入



議案書及び一般会計、特別会計予算書

を2460万円、資本的支出を1億8722万4千円とする。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6262万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。

■11号 平成25年度香美市工業用水道事業会計予算  
収益的収入及び支出の予定額は、事業収入及び事業支出それぞれ2052万5千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的支出を1099万4千円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1099万4千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

■12号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第7号)  
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

6億4686万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9171万7千円とする。

■13号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1605万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3975万2千円とする。

■14号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

5920万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3645万6千円とする。

■15号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補

正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億141万6千円とする。

■16号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

10万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億313万3千円とする。

■17号 平成24年度香美市介護保険特別会計

(保険事業勘定)補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2135万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6千万4千円とする。

■18号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

241万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4288万5千円とする。



■19号 平成24年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)  
資本的収入が資本的支出に不足する額1億4944万4千円を1億4734万1千円に改める。

■20号 香美市職員の特種勤務手当に関する条例の制定  
消防職員の特種勤務手当として月額支給している手当(「消防吏員の特種勤務手当：月額7千円」・「救急救命士手当：月額5千円」)を、「消防業務手当、災害出動手当、救急出動手当、緊急招集手当」に分けて、勤務・出勤回数に応じて支給するよう改正し、「香美市一般職の職員の給与に関する条例」中の特種勤務手当に係る部分を、別途条例で定めるもの。

■21号 香美市公の施設における暴力団の利

用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定  
香美市暴力団排除条例第8条の規定により、市が設置した公の施設における暴力団の活動を制限するため、暴力団の活動に利用されるおそれのある公の施設に係る条例の一部を改正するもの。

■22号 香美市防災会議条例の一部改正  
第2条第4号中「第32条」が「第33条」の誤りであったため改正するもの。

■23号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
特別職の非常勤職員とされていたものうち、一般職の非常勤として雇用することが適当と思われるものについて削除するもの。

■21号 香美市公の施設における暴力団の利



吉井勇記念館

■24号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正  
 議案第20号に伴い、特殊勤務手当に係る第16条を改正するもの。

■25号 香美市手数料条例の一部改正  
 地籍調査成果品等に対し、事務手数料を徴収できるよう、条例の一部を改正するもの。

■26号 香美市行政財産使用料条例の一部改正

行政財産の目的外使用料の算定率を、土地1000分の90から1000分の4に、建物1000分の12から100分の10に下げたもの。隣接する市と比較すると非常に高かったことや遊休地の利用促進を図ることもつながるため改正を行うもの。

■27号 香美市通学バス条例の一部改正  
 香美市通学バスの混乗路線の廃止に伴い、

今後の利用は、児童生徒だけになるため、本来の児童生徒の通学バスとして、条例の一部を改正するもの。

■28号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
 入館料の納付要件を改正するもので、1つ目は、身体障害者等又その介助者を無料、長寿手帳を呈示した場合

は半額とするもの。2つ目には、繰り返し訪れる顧客を増やすために、年間定額入館料(1人年額1500円)を新設するもの。

■29号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
 「申請者の法人格の有無に係る基準」の規定が抜かっていたため追加するもの。

■30号 香美市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正  
 「申請者の法人格の有無に係る基準」の条項が抜かっていたため追加するとともに、「入所定員に係る基準」の規定が抜かっていたため追加するもの。

■31号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正  
 市町村が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格については、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定めることとされたため、国が示す参酌基準と同等の内容を定める条例の一部を改正するもの。

■32号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定  
 高知市と香美市が相互に役割を分担して、人口定住のために必要となる生活機能の確保及び充実、並びに圏域全体(高知市・南国市・香美市・香南市)の活性化を図るため、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき高知市と締結している定住自立圏形成協定を変更することから、香美市議会基本条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

■33号 こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約  
 こうち人づくり広域連合広域計画が改定されたことに伴い、こうち人づくり広域連合の処理する事務等に変更が生じ、当該規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議

決を求めるもの。

■34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定  
 新改北部辺地の総合整備計画(平成25年度から平成26年度までの2年間の計画)を策定したことから、議会の議決を求めるもの。

■35号 市有財産の無償貸付け  
 香北町菌床生産組合が香美市菌床生産センターを活用し、菌床ブロッコリーの製造を継続することにより茸生産農家の経営向上と茸栽培の主産地化が図られるため、引き続き、無償貸付けをするもの。



しいたけ たけちゃん  
 ©やなせたかし



大栃診療所

■36号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定  
1年間の指定管理期間の終了に伴い、引き続き公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団を指定管理者として指定するもの。

■37号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定  
指定管理期間の終了に伴い、平成25年4月1日から5年間、医療法人泰和会を指定管理者の指定

■38号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定  
指定管理期間の終了に伴い、平成25年4月1日から1年間、医療法人南水会を指定管理者として指定するもの。

■39号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定  
指定管理期間の終了に伴い、平成25年4月1日から1年間、医療法人南水会を指定管理者として指定するもの。

■40号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部改正  
「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、両条例中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項が削除され、同条中第12項が第11項とされ

たことに伴い、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例中の「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるもの。

■41号 平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結  
山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の変更後の予定価格が1億5千万円以上となるため、議会の議決を求めもの。  
※1号〜41号まで全員賛成にて可決

●修正動議  
議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第8号)に対する修正動議  
議案第42号平成24年度香美市一般会計補正予算(第8号)の歳入の繰入金を1千万円減額し、歳出の商工費を1千万円減額するもの。  
香美市観光協会運営資金貸付金を2千万円から1千万円に減額をするもの。  
※賛成少数にて否決

■42号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第8号)  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3302万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2474万5千円とする。  
※賛成多数にて可決

■43号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4186万9千円とする。  
※全員賛成にて可決



アンパンマンミュージアム



観光協会事務局が移転した香美市いんぷおめーしょん

■44号 一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定

一般社団法人香美市観光協会に運転資金を貸付けることにより、観光協会の経営の再建及び安定化を図り、観光振興による本市の地域おこしを推進することを目的として条例を制定するもの。

※賛成12名、反対5名、賛成多数にて可決（地方自治法第117条の規定により、一般社団法人香美市観光協会の理事を務める4名の議員は退席）

■45号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約

平成25年4月1日から障害者自立支援法の名称が変更になるにあたって、規約本文中の「障害者自立支援法」を、新名称である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めることについて議会の議決を求めるもの。

■46号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定

指定管理期間の終了に伴い、平成25年4月1日から1年間、医療法人大博悠会を指定管理者として指定するもの。

※以上、全員賛成にて可決

## 同意

■1号 教育委員会委員の任命

川村利明氏の任期が平成25年5月25日をもって満了するため、宮地憲一氏を後任の教育委員会委員に任命しようとするもの。

※全員賛成にて同意

## 意見書案

■1号 自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める

意見書の提出について  
※全員賛成にて可決

■2号 在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書の提出について  
※賛成少数にて否決

■3号 TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出について  
※全員賛成にて可決

## 決議案

■1号 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について  
※全員賛成にて可決



あじさいひめ © やなせたかし

### 賛否が分かれた議案に対する各議員の賛否の状況

	有元	矢野	山崎眞	利根	濱田	山崎晃	爲近	千頭	織田	小松	依光	山崎龍	大岸	片岡	竹平	島岡	石川	竹内	前田	山本	比与森	西村	
議案42号	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案42号修正動議	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	—
議案44号	○	○	退	○	×	×	退	退	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	退	—

※意見書についてはP13を参照

※「○」は賛成、「×」は反対、「—」は議長につき採決に加わらず。

※「退」は地方自治法第117条の規定により、議場より退場し採決に加わらず。